那須塩原市木の俣園地条例案の主な内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条 | 条の見出し | 主な規定内容 |
| 第１条 | 目的 | 条例の目的を規定  木の俣園地の利用について必要な事項を定めることにより、地域のかけがえのない財産である木の俣園地の自然環境を守り、後世に引き継ぐとともに、地域住民と観光客の調和を図る |
| 第２条 | 名称及び位置 | 木の俣園地の名称及び位置を規定  　名称及び位置は別表のとおりとする |
| 第３条 | 施設 | 木の俣園地に置く施設を規定  　⑴せせらぎ広場  　⑵交流広場（那須塩原市百村字石滝３０７４番２、１，５７０㎡）  　⑶公衆トイレ  　⑷駐車場  　⑸遊歩道  　⑹巨岩吊り橋 |
| 第４条 | 行為の制限 | 制限する行為を規定（許可のもと実施可能）  　⑴物品の販売及び頒布、募金その他これらに類する行為をすること  　⑵営利を目的として写真、映画その他これらに類する行為をすること  　⑶興行を行うこと  　⑷展示会、博覧会その他これらに類する行為をすること |
| 第５条 | 行為の禁止 | 禁止する行為を規定  　⑴火気類を使用すること。ただし、交流広場において直火を避け、専用の器具を用いて行うバーベキュー、焚き火その他これらに類する行為を行う場合を除く。  　⑵キャンプをすること  　⑶花火をすること  　⑷騒音等他の利用者の快適性を著しく損なう行為をすること  　⑸ペットの放し飼いをすること。  　⑹ごみを投棄すること  　⑺その他著しく木の俣園地の環境を損なう行為を  すること  ２　前項に掲げる規定は、木の俣園地に接する河川に  おいて適用する。 |
| 第６条 | 許可の取消し等 | 第４条の許可行為に係る取消し等について規定  　⑴条例又は条例に基づく規則に違反したとき  　⑵偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき  　⑶その他市長が必要あると認めるとき |
| 第７条 | 利用時間及び使用料 | 駐車場の利用時間及び使用料について規定   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 期間 | 利用時間 | 使用料 | | ７月及び８月 | 午前８時から  午後６時まで | 原付及び自動２輪車  　２００円  軽自動車及び普通自動車  　５００円  中型自動車及び大型自動車  　１，０００円 | | ９月から６月まで | 制限なし | 無料 | |
| 第８条 | 使用料の免除 | 使用料の減免について規定  　特別の理由があると認めたときは、使用料を免除することができる |
| 第９条 | 損害賠償 | 損害賠償について規定  　施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又は市長の認定する損害賠償をしなければならない |
| 第１０条 | 罰則 | 罰則について規定  　いずれかに該当する者について、１万円以下の過料  　に処することができる  　　⑴第４条の規定に違反して同条に掲げる行為をした者  　　⑵第５条の規定に違反して同条に掲げる行為をした者 |
| 第１１条 | 委任 | 条例の施行について必要な事項は、別に定めることを規定 |
| 附則 | | 施行日を規定  ・令和４年７月１日予定 |

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 位　置 |
| 那須塩原市木の俣園地 | 那須塩原市百村字石滝３０７０番２  那須塩原市百村字石滝３０７４番２  那須塩原市百村字石滝３０７４番４  那須塩原市百村字石滝３０７４番５  那須塩原市百村字屋敷内国有林１７３林班そ小班  那須塩原市百村字屋敷内国有林１７３林班つ小班  那須塩原市百村字屋敷内国有林１７３林班ね小班 |